

医療観察法病棟



医療観察法とは？

「心神喪失等の状態で重大なたがひ行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称で対象となる精神障害者の処遇についての手続きや入院・退院の医療体制を定めています。



対象となる精神障害者とは？

「重大なたがひ行為」を行ってしまったが精神障害のためにその行為の責任を問えないと判断された人が対象となります。

医療観察法の入院や退院、通院の判断は？

医療観察法の医療の判断は、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議による審判で決まります。

入院の決定、入院退院の決定（6か月毎）、退院の決定、通院の決定など、全てが審判によります。

医療観察法の医療の目的は？

法律の目的では「適切なかつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」とされています。

従って、対象となる精神障害者を治療し、社会復帰させることを目指しています。



この病棟で最も大切な人は医療を受ける人である
この医療に関わる全ての人
人間性の高みを目指し、回復し、援助し、
そして、生きることへ尽力するものである

【ロゴマークの由来】

医療観察法医療では法律モデルと医療モデルの融合が求められる。ギリシャ神話にある正義の女神テミスが左手に持つ「天秤」と、医療の神アスクレピオスの「蛇杖」を合体させて司法（法学）と医学のコラボレーションを象徴的に図案化し、佐賀県に生息し国の天然記念物に認定されているカササギ（カチガラス）の羽ばたく姿に託して、入院対象者が当病棟から社会復帰へ向けて飛び立って欲しいとの祈りを表した。西暦年号2006は当院が医療観察法医療を運用開始した年である。2010年1月竣工の新病棟のエントランスホール正面にレーザー加工で彫り上げたガラス円版を掲げている。



肥前精神医療センター 西7病棟
〒842-0192 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160 番地
TEL 0952-52-3231 FAX 0952-53-2864



- ◆JR 神埼駅・JR 吉野ヶ里公園駅より車で約 10 分
- ◆東筑振インターより車で約 5 分
- ◆JR 神埼駅より病院への無料バスが出ています
(便数が限られていますので詳しくは病院にお尋ねください)

FORENSIC PSYCHIATRY UNIT
FORENSIC PSYCHIATRY UNIT

NHO HIZEN PSYCHIATRIC CENTER
社立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療センター
医療観察法 指定入院医療機関



医療観察法指定入院医療機関における医療概要

○豊富な人材(専任医療スタッフ)

これまでの精神科医療にはないスタッフの数を基準とした体制

ベッド数33床(専用30床)に対し、
看護師43名
医師4名、臨床心理士3名、作業療法士2名、PSW2名、他全専任



○多職種チーム医療の展開 (Multi-Disciplinary Team)

対象者お一人を、医師、看護師、心理療法士、作業療法士、PSWの5人、5職種がチームで担当し、意見を聞き、同意を得ながら治療を展開しています



○社会復帰(治療)のための多種多様な治療プログラム

薬物療法だけでなく、社会復帰に向けた心理社会的な治療プログラムを実施しています。

各種疾病教育プログラム 内省プログラム 地域生活講座
各種OTプログラム、心理面接、ミーティング等々

○ケアプログラムアプローチと治療共同体を基軸とした治療展開

治療契約、当事者参加型の治療アプローチの手法であるケアプログラムアプローチ(CPA)を実施しています。
また、ミーティング機能を活用して治療共同体モデルで治療環境を創り出しています



○関係諸機関や地域との連携

保護観察所(法務省)の社会復帰調整官も治療支援の一員として加わり、退院後に向けた生活環境調整を行います。
また、家族、地域関係者を交えたケア会議を行いながら社会復帰を進めていきます。

入院治療の理念

- ノーマライゼーションの観点も結んだ入院対象者の社会復帰の早期実現
- 標準化されたデータに基づく多職種チームによる医療の提供
- プライバシー等の人格に配慮しつつ透明性の高い医療を提供



治療の目標は「社会復帰」期々1年半での退院を目指しています。
入院期間を3期に分けて目標を設定し、定期的評価を行いながら治療を進めていきます

国立病院機構精神医療センターは、2006年1月から医療観察法指定入院医療機関として運用が開始されました。当初は、暫定の改造病棟での稼働してまいりましたが、2010年2月に現在の病棟を新築、移転いたしました。全国初のコの字型の構造となっています。

- 06年2月 医療観察法指定病棟15棟運用開始
- 06年4月 16棟改造指定病棟運用開始
- 06年12月 33棟増設指定病棟運用開始
- 10年2月 33棟病棟新築運用開始



地域の精神保健福祉施設、
都道府県・市町村
様々な福祉サービス

退院(通院)
指定通院医療機関

概ね1年半での
社会復帰を目指しています



社会復帰
ステージ

概ね6ヶ月

病状の安定により院内外出と外出ができる
治療プログラムへの参加による障害の軽減
社会生活能力の回復と社会参加の準備

回復期
ステージ

概ね9ヶ月

病状の獲得と自己コントロール能力の獲得
治療プログラムへの参加による生活能力の回復
病状の安定により院内散歩、院内外出ができる



急性期
ステージ

概ね3ヶ月

入院

裁判所の審判決定

医療観察法指定入院

病状の改善
身体的回復
信頼関係の構築
治療への積極づけ

病院基本理念



THE MOST IMPORTANT PERSON IN THIS HOSPITAL IS THE PATIENT

この病院で最も大切な人は患者様である